

## 牛頸公民館使用規程

(目 的)

第1条 この規程は、牛頸公民館の使用及び使用料に関し必要な事項を定める。

(年間使用期間)

第2条 年間使用期間は、次の休日を除く全期間とする。

- (1) 月曜日
- (2) 国民の祝日
- (3) お盆休み（8月10日から8月16日まで）
- (4) 正月休み（12月28日から1月5日）

ただし、公民館長が特にやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

(使用時間)

第3条 使用時間は、9時から21時までとする。ただし、日曜日は17時までとする。

2 公民館長が特にやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

(使用対象)

第4条 公民館の使用対象は次のとおりとする。

- (1) 集会室、実習室、第一学習室、第二学習室、第三学習室
- (2) 付属備品類

(使用手続き)

第5条 各室及び備品類を使用するときは、別紙申込書に記入し、公民館長の許可を受けなければならない。

(使用料及び納付方法)

第6条 使用料（室料、冷暖房費、備品）は別表に定めるところによる。

- 2 使用料は、使用が終わったときに、速やかに支払うものとする。
- 3 定期的に使用する団体は、使用月の末日までに支払うものとする。
- 4 団体の使用料は、代表者が区民の場合、あるいは、構成員の三分の一以上が区民の場合、区民料金とする。それ以外は区民外料金とする。

(使用料の減免)

第7条 使用料の減免の対象となる者は次のとおりとする。

- (1) 室料、冷暖房費の免除
  - ① 区の役員会及び区が主催する行事等で使用するとき
  - ② 公民館運営協議会所属の団体が使用するとき
  - ③ 隣組が会議のため使用するとき
  - ④ その他、公益に資すると公民館長が認めたとき

(2) 室料免除、ただし、冷暖房費全額負担

- ① 隣組が会議以外に使用するとき
- ② その他、公民館長が認めたとき

(3) 室料半額免除、ただし、冷暖房費全額負担

- ① 文化部に登録している部会が使用するとき
- ② その他、公民館長が認めたとき

(使用の順位)

第8条 公民館使用の順位は、原則として次のとおりとする。

- (1) 区が主催する会議、行事、講演等
- (2) 公民館運営協議会で活動している部会
- (3) 隣組会議、文化部に登録されている部会
- (4) その他

(使用の制限)

第9条 公民館長は、次の各号の一に該当する場合は、使用を不許可または許可を取消することができる。

- (1) 公民館の運営に支障があると認められるとき
  - (2) 公の秩序を乱し、風俗を害する恐れがあると認められるとき
  - (3) 建物又は附属設備を破損し、または滅失する恐れがあると認められるとき
  - (4) 営利目的で使用するとき
- 2 政治および宗教団体が使用する場合は、公民館長の事前の許可を必要とする。
- 3 公民館は、冠婚葬祭の場として使用することができる。ただし、火葬した遺骨以外の遺体を持ち込むことはできない。

(目的外使用の禁止等)

第10条 使用許可を受けた者は、許可を受けた目的以外に使用したり、権限を譲渡または転貸してはならない。

(補償)

第11条 使用者は、使用中に建物または附属設備等を破損したり、もしくは消滅したとき、その損害をすみやかに補償しなければならない。

(遵守事項)

第12条 使用者は、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 使用許可を受けた者は、許可なく貼紙、釘打ち等をしないこと
- (2) 使用時間には、準備および後片付けに要する時間を含むこと
- (3) 使用時間を厳守すること
- (4) 指定された場所以外で、火気を使用しないこと

- (5) 習字等、活動により公民館を汚染する恐れがある者は、公民館職員の指示に従うこと
- (6) 使用する者が設備または現状を変更しようとするときは、公民館長の許可を受けること
- (7) 公民館運営協議会で活動している部会が使用するときは、代表者を届け出ること
- (8) 個人または団体が使用するときは、代表者または責任者を届け出ること
- (9) 使用後は、清掃、窓の施錠を行い、すべて元の状態に戻すこと
- (10) 使用後は、部屋使用時間を使用報告書に記入し提出すること

(疑義の解釈)

第13条 この規程に疑義を生じたときは、公民館長が決定する。

(改 廃)

第14条 本規程の改廃は、執行部会に付議し、公民館長が決定する。

#### 附 則

この規程は、昭和61年4月13日から施行する。

平成 2年4月15日一部改訂

平成 6年4月10日一部改訂

平成21年4月 1日一部改訂

平成28年5月 1日一部改訂

令和 2年4月 1日一部改訂 (公民館使用料金改定)

令和 6年4月 1日一部改訂 (月曜日休館)

(別表)

## 公民館使用料金表

令和2年4月1日

### 1. 室料、冷暖房使用料

区分 室名	区民（1時間あたり）		区民外（1時間あたり）	
	室料	冷暖房費	室料	冷暖房費
集会室	500円	20分100円	600円	20分100円
実習室	400円	30分100円	500円	30分100円
学習室	300円	30分100円	400円	30分100円

注：室料使用時間は、30分単位として計上する。

使用時間の端数は切り上げとする。

### 2. 備品の貸出料金

区分 品目	区 民		区 民 外	
	個 数	使用料金	個 数	使用料金
机（高・低）	1台	100円	1台	200円
椅子	1脚	50円	1脚	100円
座布団	1枚	50円	1枚	100円
テント	1張	1000円	1張	1200円

注：他の備品の貸出しは、公民館長の許可を必要とし、

貸出料金は、公民館長が決定する。